

利益相反管理方針

2023 年 5 月 25 日制定

2023 年 7 月 28 日改定

ブルーモ証券株式会社

1. 目的

ブルーモ証券株式会社(以下「当社」といいます。)は、金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に基づき、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引(以下「対象取引」といいます。)を特定および類型化し、お客様の利益が対象取引によって不当に害されることのないように対象取引を管理する体制を以下のとおり構築します。

2. 対象取引の特定・類型化

当社は、対象取引を以下のとおり特定・類型化します。

- (1) 利害関係者が発行または組成する有価証券を、顧客に推奨・販売する場合
- (2) 有価証券に係る顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について他の顧客に取引の勧誘を行う場合
- (3) 顧客から売買注文を受けた有価証券等について、受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしている場合
- (4) 従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興(非金銭的なものを含む。)の供応を受ける場合

3. 対象取引の管理方法

当社は、原則として以下の方法またはその組み合わせにより、対象取引を管理いたします。

- (1) 部門の分離その他の情報隔壁・情報遮断
- (2) 取引の条件もしくは方法の変更
- (3) 一方の取引の中止
- (4) 利益相反のおそれがある旨の顧客への開示
- (5) 情報共有者の監視

4. 対象取引の管理体制

当社は、内部管理統括責任者を利益相反管理統括者とし、当社内で発生するおそれのある対象取引を一元的に管理いたします。

5. 管理対象となるグループ会社

該当する会社はございません。

以 上